

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
5月28日
(火曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一
保安林の指定(森林整備課)……………一
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………二
- 選管告示
山口県議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定……………三
- 雑報
県報の正誤(令和元年五月十七日山口県告示第五号)……………六



山口県告示第二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 在 地	廃 止 年 月 日
にしみ内科クリニック	岩国市錦見六丁目一四番三二号	山口市中河原町二番三〇号	平成三二、三、三一
藤井歯科医院			

いとう薬局

下松市美里町四丁目六番二四号

山口県告示第二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社スズ キ自販山口	宇部市大字妻 崎開作八三二	株式会社スズ キ自販山口	宇部市大字妻 崎開作八三二	福祉用 具貸与	平成三一、 四、一

山口県告示第二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社スズ キ自販山口	宇部市大字妻 崎開作八三二	株式会社スズ キ自販山口	宇部市大字妻 崎開作八三二	介護予 防福祉 用具貸 与	平成三一、 四、一

山口県告示第三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和元年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

岩国市玖珂町字ヶ迫二四五、一〇六七九の七〇から一〇六七九の七五まで、一〇六七九の七七から一〇六七九の七九まで、一〇六七九の八二から一〇六七九の八五まで、一〇六七九の八七、一〇六七九の八八、一〇六七九の九六、一〇六七九の九七、一〇七〇〇の一、一〇七〇二、一〇七〇三、字ヶ迫二四七の二、字長迫一〇六八五の一、一〇六八五の二

周南市大字小松原字第一荒瀬三三三、字第二荒瀬三三四の一、三三四の二(次の図に示す部分に限る。)、三三四の四、三三四の五・三三五の一・三三五の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字荒瀬一〇一〇七の二、一〇一〇七の一八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市玖珂町字ヶ迫一〇六七九の九七・一〇七〇〇の一・一〇七〇三・字ヶ迫二四七の二・字長迫一〇六八五の一・一〇六八五の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字小松原字第一荒瀬三三三・字第二荒瀬三三四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三三四の二、三三四の四(次の図に示す部分に限る。)、三三四の五、三三五の一、三三五の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(一四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年五月二十八日から同年九月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ桜馬場店

所在地 周南市桜馬場通三丁目一六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普 代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普 代表者の氏名

株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普 代表者の氏名

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和元年十二月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二三八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三五台

(二) 駐輪場の収容台数

三五台

(三) 荷さばき施設の面積

四二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

株式会社フジ

午前七時

午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から翌日の午前零時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成三十一年四月二十六日



山口県選挙管理委員会告示第四号

平成三十一年四月七日執行の山口県議会議員一般選挙下関市選挙区における選挙の効力に関し、吉村親房から提起された異議の申出に対し、令和元年五月二十日の委員会議において、次のとおり決定した。

令和元年五月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長

田中一郎

決 定 書

異議申出人

下関市神田中町1番1号

吉村親房

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から平成31年4月22日付けで提起された同月7日執行の山口県議会議員一般選挙下関市選挙区における選挙(以下「本件選挙」という。)の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定します。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙を無効とする決定を求め、その理由としておおむね次のように主張する。

1 下関市選挙管理委員会と山口県選挙管理委員会は、申出人の同意を得ないで、しかも選挙立会人(以下「立会人」という。)が確認する前の票数を、候補者別の得票数の中間開票状況として発表したが、中間開票状況の発表は法的根拠が全くないものであり、選挙管理委員会が恣意的にこれを行うことは公職選挙法と日本国憲法に違反している。得票概数は、発表の瞬間に確定票にすり替わっており、不正が隠蔽されている。

2 申出人以外の候補者の得票の中に同一筆跡による投票が多数存在しているにもかかわらず、立会人が監視できていない票が勝手に外部に発表されるという環境設定のために、立会人による監視が不能であったため、票の再点検を求める。

3 選挙長は疑問票の審査に無駄な時間をかけ、立会人に有効票の確認の時間を十分に与えず、また、疑問票の審査に時間をかけたことにより、申出人届出の立会人が他の立会人らの無言の圧力を感じ有効投票の束を確認することなく押印せざるを得ない雰囲気になったことで、同一筆跡票の確認を妨害された。

4 期日前投票の投票箱の深夜の管理が徹底でなく、鍵の保持者が任意に自由に投票箱の開閉ができるようになっており、票の入れ替えが行われ、同一筆跡票が多数存在することとなった。

5 観覧席に大幅に立入禁止区域を設定し、パソコン画面が見えないようにしているが、これは開票を秘密に行い、票の不正操作を行っていることの証明である。

6 棄権者の白票の实物と数を立会人が確認しない開票は、選挙の全てを立会人が立会確認したことにならず、公正な選挙の開票とはいえない。棄権者の白票を、票の書き換えとすり替えに使用することができる。

7 選挙長は、有効票の票束を一枚たりとも確認せず、立会人が確認して押印する前の票束に押印したが、立会人の意見を聞いて票の効力を決定するという法の規定に抵触している。

8 疑問票のうち、申出人である吉村親房候補に係るものが一番多かったが、これは、有効票の数が多ければ、疑問票も多いことから、吉村候補の得票が最も多かった事実を証明している。

9 開票作業において、有福精一郎候補の票束が終盤になって急に倍に増加したが、同候補に係る開票の作業台が会場の通路側に位置しており、不正が行われた疑いがある。

10 開票作業において、開票結果の最終確定に異常に時間がかかっているが、これは不正の為に投票数と開票数が合わず、それをごまかすための票数操作に時間を要したためである。

11 投票用紙に名前を記入しない白票がわずから500票位で過去の選挙と比較して異常に少なく、不正の為に投票数と開票数が一致しないため白票で票数操作をしたことは明らかである。

これらの行為は、日本国憲法および公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に違反する。

決 定 の 理 由

法第205条第1項の規定によれば、選挙の効力に関する異議の申出があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙を無効としなければならぬとされる。

ここにいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものと解されている。

この規定及び当委員会が調査したところに基づき、慎重に審理した結果は、次のとおりである。

1 異議の申出の理由の1について

県議会議員選挙における中間開票状況の発表は、法令上、これを定める規定はないが、選挙管理委員会は選挙の結果を選挙人に速やかに知らせるように努めなければならない旨を定めた法第6条第2項の規定の趣旨に反するものではない。

また、中間開票状況の発表は、開票中のある時点における得票概数を発表するものにならず、選挙の結果に影響する得票数は、あくまで投票の点検を得た後の票数によることからすると、中間開票状況の発表について、候補者の同意を必要とする理由もないことから、中間開票状況を発表したこと、候補者の同意を得ていなかったことをもって違法であるとはいえない。

中間開票状況を発表するに当たり、立会人が得票概数を確認することはないことからすると、中間開票状況において得票概数を発表することが、票の効力の確定につながることもなく、立会人による開票作業の立会・監視が妨害されたとは認められない。

なお、この発表を行うことは、申出人が主張するような不正を行うためのものではないのはもちろんであり、また、不正行為が行われたという事実も認められない。

したがって、異議の申出の理由の1には理由がない。

2 異議の申出の理由の2について

申出人は、立会人が確認した投票に同一筆跡が多数存在していたと主張し、票の再点検を求めているが、その主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有する証拠は何ら示されておらず、合理的な根拠がない、憶測にすぎないものである。

また、本件選挙における投票事務及び開票事務は、下関市選挙管理委員会において行われているが、その過程において、二重投票や投票用紙の入れ替えなど同一筆跡の投票が多数生じるような不正行為が行われたと疑わせる事実も認められない。

さらに、開票においては、選挙長及び申出人届出の立会人を含む全ての立会人が、投票を点検の上で、有効投票箋及び無効投票箋への押印並びに選挙録への署名を行っている。

よって、投票の再点検による同一筆跡の確認については、これを行う理由はなく、また、投票の秘密保持の原則上からも、そのような調査を行うべきでもない。

したがって、異議の申出の理由の2には理由がない。

3 異議の申出の理由の3について

法第67条の規定によれば、選挙長は立会人の意見を聞いて投票の効力を決定することとされており、開票における疑問票の審査に当たっては、選挙長は全ての立会人に対し、疑問票の内容を説明し、意見を求めることは投票の点検を行うために必要な行為であり、相当の時間を要することが通常である。

本件選挙における疑問票の審査の作業手順は、あらかじめ疑問票を候補者ごとに10種類の類型に仕分け、その上で、選挙長が選挙立会人の意見を聞いて、有効・無効を決定するものであり、この作業手順に従い審査を行った結果30分程度の時間を要したものであり、故意にこれを遅延させたものとは認められない。

さらに、疑問票の審査は開票所内で行われ、その間及び前後において立会人は必要に応じて、有効投票の点検をすることも制限されていなかったことから、疑問票の審査により、立会人による投票の点検その他の開票作業の立会・監視が妨害されたとは認められない。

また、疑問票の審査に時間がかかることで、立会人が有効投票の束を確認することなく押印せざるを得ない雰囲気であったとする申出人の主張は、専ら自らの主観に基づくものであり、合理的な根拠がない憶測にすぎないものである。

したがって、異議の申出の理由の3には理由がない。

4 異議の申出の理由の4について

期日前投票における投票箱を閉鎖した後の夜間の管理については、下関市選挙管理委員会が定める「期日前・不在者投票事務取扱要領」により、次のとおり取り扱うこと

とされている。

全ての期日前投票所において、投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの間、庁舎内の施錠できる部屋や保管庫で保管する。

なお、各庁舎の夜間出入口には宿直が常駐し、庁舎への入退庁者を監視するとともに、部屋の鍵を管理していた。

また、期日前投票所の投票箱を閉鎖するときは、期日前投票管理者は、当該投票箱の投函口の蓋を閉じ、二つの鍵で施錠した上、一の鍵は期日前投票管理者の指定した期日前投票立会人が封印をし、他の鍵は期日前投票管理者が封印をする。

そして、鍵は封印された状態のまま下関市選挙管理委員会が保管され、その翌日期日前投票所を開く時刻になったとき、期日前投票管理者が、期日前投票立会人の立会のもと、鍵を封印した封筒等に不備がないか確認の上で開封し、投票箱を開く。

また、投票箱は期日前投票期間の末日に蓋が施錠され、鍵を封印した状態で、下関市選挙管理委員会へ、選挙当日には下関市選挙管理委員会から選挙長へ送致され、その際に投票箱等に不備がないことを確認する。

これらの取扱いの過程において、選挙の規定の違反、不正行為が行われていたことを疑わせる事実は確認されておらず、票の入れ替えが行われたとする申出人の主張は合理的な根拠がない憶測にすぎず、認められない。

したがって、異議の申出の理由の 4 には理由がない。

5 異議の申出の理由の 5 について

開票会場における参観人の観覧席については、2 階観覧席の四面のうち、選挙長、選挙立会人席の背面に当たる一面については、同所からの参観を認めると、双眼鏡等を使用することで集計業務用のパソコンを覗かれ、発表前の開票状況に関する情報が漏れる可能性があるとの理由から立入禁止としていたものである。

法第 69 条の規定によれば、選挙人は開票及び選挙会の参観を求めることができるが、具体的な参観場所については、法令の規定はなく、立入禁止区域以外の三面から開票会場全体を参観することが可能であったと認められることからすると、立入制限によって、参観が妨害されたとも、開票作業において不正を容易にするという意図及び効果があったとも認められない。

したがって、異議の申出の理由の 5 には理由がない。

6 異議の申出の理由の 6 について

法第 66 条第 2 項の規定に基づき、選挙長及び立会人が行う開票における投票の点検とは、各投票において、その効力を決定し、候補者別に得票数を計算する作業をいうが、投票されなかった投票用紙については、投票の点検において確認する対象とは認められないから、立会人がこれを確認しなかったからといって、立会人による開票作

業の立会・監視が妨げられ、公正な開票が阻害されたとはいえない。

したがって、異議の申出の理由の 6 には理由がない。

7 異議の申出の理由の 7 について

本件選挙の選挙長は、有効投票箋、無効投票箋への押印前に票束の内容を確認の上、押印しており、下関市選挙管理委員会の他の委員等もその様子を確認している。法第 67 条の規定によれば、選挙長は立会人の意見を聞いて投票の効力を決定するとされているが、法令上、有効投票箋及び無効投票箋への押印の順番に関する規定はなく、立会人より前に選挙長が押印したとしても、そのことをもって、選挙の無効事由に該当するとはいえない。

したがって、異議の申出の理由の 7 には理由がない。

8 異議の申出の理由の 8 について

疑問票と有効票の数に相関関係があることを示す客観的な根拠はなく、また、投票及び開票の実施の過程において不正行為を疑わせる事実も確認されておらず、申出人の主張は専ら自らの主観に基づいた合理的な根拠がない憶測にすぎないものであり、認められない。

なお、申出書には申出人の本件選挙の得票数は 1612 票と記載されているが、実際の得票数は 1615 票である。

したがって、異議の申出の理由の 8 には理由がない。

9 異議の申出の理由の 9 について

開票の点検作業は、会場のレイアウトの都合上 10 台の作業台で行っていたが、候補者の人数が 12 名のため、10 台の内 2 台の作業台は 2 名の候補者の作業を行っていた。有福精一郎候補に係る投票はもう 1 名の候補のものと同じ作業台で作業を行っており、もう 1 台の 2 名の点検を行っていた作業台よりも票数も多く、結果として、この作業台では最も作業が遅くなったが、投票の点検は他の候補者と同じ方法で行い、選挙長及び立会人の点検を受けていること、会場において不正行為を疑わせる事実も認められなかったことから、申出人の主張は合理的な根拠がない憶測にすぎないものであり、認められない。

したがって、異議の申出の理由の 9 には理由がない。

10 異議の申出の理由の 10 について

得票数の計算の最終確定に時間を要したが、これは、得票において票の按分が発生し、全ての有効投票の確定後に按分票の計算、入力、選挙録の作成という一連の事務処理に時間がかかったことが主な原因であり、投票数と開票数が合わずにごまかすため、票数操作を行ったとする事実は認められない。

したがって、異議の申出の理由の 10 には理由がない。

11 異議の申出の理由の11について

開票における投票の点検において、白票についても、他の投票と同様に、事務従事者による分類、計数の上で、選挙長及び全ての立会人による点検が行われており、票数操作その他の不正行為が行われたという事実は認められない。

なお、本件選挙の白票は677票であるが、平成27年に執行された前回の県議会議員一般選挙では同選挙区における白票は583票であり、過去の選挙と比較して異常に少ないとはいえない。

したがって、異議の申出の理由の11には理由がない。

以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がなく、この異議の申出は棄却を免れない。

なお、申出人は、投票率が下がっているのは、政治が有権者の信頼を失っていることを証明しているのに、政治を担当している自民党が得票を伸ばす結果となっている結果は全く矛盾しており、あり得ないと主張するが、この主張は、政治的な見解であり、明らかに選挙を無効とする事由に該当しないので、判断しない。

よって、主文のとおり決定する。

令和元年（2019年）5月20日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎



正誤

令和元年五月十七日山口県告示第五号（特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定）

ページ	段	行	誤	正
一	下	五	光市大字光井字武田四七二〇の五の 一部及び四七二〇の六の六の一部	光市大字光井字武田四七二〇の五 の一部